

名証自規G第10号
2019年6月24日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 中村 秀昭

「公認会計士等の異動」に関する開示事項等の見直し
(適時開示ガイドブックの改訂) について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、2019年6月21日付で、金融庁より「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行され、公認会計士等の異動に関する臨時報告書の記載事項等に関して、見直しが行われております。

当取引所においても、本年1月に「会計監査の情報提供の充実に関する懇談会」の報告等を踏まえた適時開示ガイドブックの改訂¹を行ったところでございますが、今般の臨時報告書の見直しを踏まえ、あらためて「公認会計士等の異動」に関する開示事項等について見直しを行いましたので、お知らせいたします。具体的な改訂箇所につきましては、別紙をご参照ください。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【添付資料】

- 別紙 「適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋)
※改訂箇所に青字・下線を付しています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ(上場監理担当)
電話: 052-262-3174 電子メール: jisyukisei@nse.or.jp

¹ 名証自規G第2号「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」の報告等を踏まえた適時開示ガイドブックの改訂等について(2019年1月23日)